



令和7年度

被扶養者資格の再確認 にご協力ください

※事業所・加入者の皆さまの保険料負担の
軽減につながる大切な確認となります。

提出
期限

令和7年

12月12日(金)

送付
時期

令和7年10月下旬から
順次事業主様へ送付

令和7年度の確認対象になる方*

令和6年度からの主な変更点

扶養解除の可能性の高い方に絞って再確認を実施いたします。

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、
被保険者と別居している可能性が高い方
- ③ 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を
超過している方(18歳未満の方や直近で認定された方を除く)



愛媛支部キャラクター
「ぼっぼ営業マン」

*** 該当する方がいない場合は「被扶養者状況リスト」はお送りいたしません。**

事業所ご担当者様へのお願い

扶養解除と
なる方が
いる



電子申請が可能な場合

「被扶養者異動届」を年金事務所へ提出

OR

電子申請が難しい場合

「被扶養者状況リスト」と同封の
「被扶養者調書兼異動届」を協会けんぽへ提出

扶養解除と
なる方が
いない



※ 扶養解除となる方がいない場合でも、
「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへ
ご提出ください。



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

被扶養者資格再確認の
詳細はこちらから



マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします ※令和7年9～10月に送付

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書の送付先・送付対象者についてはこちらから



事業所担当者様

資格確認書が届いた
従業員から相談を
受けたけど、
どうすればいいの…？

事業所の方にも
知ってほしい！
よくあるお問い
合わせをご紹介！



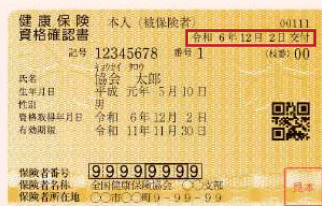
愛媛支部キャラクター
「ぽっぽ事務員」

Q なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

- A 資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。
なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒に分けてお送りしています。

Q 資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

- A 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、
新しい日付のものを使用してください。
なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にて
ご返却ください。



Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

- A 令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日
以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。
なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、
事業所にご返却ください。(任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失
する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。)

Q 資格確認書が届いたけどマイナ保険証の利用登録をした方がいいの？

- A 資格確認書が届いた方も「マイナンバーカードの健康保険証利用登録」を行っていただき、
マイナ保険証の利用をお勧めします。

マイナ保険証の メリット

- 「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の持参が必要なくなります。
- マイナポータルで確定申告(医療費控除)の手続きも簡単になります。
- 初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、
より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)